

# いのこし在宅介護センター予防専門型・生活支援型訪問サービス内容説明書

当事業者が、提供する予防専門型・生活支援型訪問サービス（以下、サービスという）は以下の通りです。

## 1. 提供するサービス

### 【予防専門型訪問サービス】

- (1) ①身体介護（食事介助・排泄介助・入浴介助・清拭・口腔ケア・整容・更衣介助・買物介助・通院・通所介助等の外出介助・自立生活支援のための見守り的援助）  
②生活援助（調理・買物代行・清掃・洗濯・補修・寝具の手入れ等）
- (2) このサービスの提供にあたっては、あなたの要介護状態の軽減もしくは悪化の防止、要介護状態となることの予防になるよう、適切にサービスを提供します。
- (3) サービスを訪問介護計画に基づいて毎週 瞽日の 時 分 から 時 分まで提供します。
- (4) サービスの提供は、懇切丁寧に行い、分かりやすいように説明します。もし分からなったりあったら、いつでも担当職員にご遠慮なく質問してください。
- (5) サービスの提供に用いる設備、器具等については、安全、衛生に常に注意します。特に、利用者の身体に接触する設備、器具についてはサービスの提供ごとに消毒したものを用います。

### 【生活支援型訪問サービス】

- (1) 生活支援型訪問サービスとは、訪問介護員等が利用者のお宅を訪問し、自立生活のために必要な見守りのほか、調理、洗濯や掃除等の家事など、日常生活上の世話をを行うサービスです。
- (2) サービスを訪問介護計画に基づいて毎週 瞽日の 時 分 から 時 分まで提供します。
- (3) サービスの提供は、懇切丁寧に行い、分かりやすいように説明します。もし分からなったりあったら、いつでも担当職員にご遠慮なく質問してください。
- (4) サービスの提供に用いる設備、器具等については、安全、衛生に常に注意します。特に、利用者の身体に接触する設備、器具についてはサービスの提供ごとに消毒したものを用います。

## 2. 担当の職員

あなたの担当の訪問介護職員は、  
上記の責任者は（小澤 慶子）です。

## 3. 利用料

- (1) サービスを利用した場合の「基本利用料」は下記5または6のとおりであり、あたなからお支払いただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証で定められた自己負担の額です。ただし、介護保険の支払限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

### (2) 交通費

サービス提供・実施地域（名東区、守山区、千種区）にお住まいの方は無料です。

活動地域外の地域からのサービス提供は事業所から居宅までの交通費を下記のとおりいただきます。

公共交通機関を利用した場合は、その実費相当額。自動車を利用した場合は、次に定める金額です。

- |                            |      |
|----------------------------|------|
| ① 事業の実施範囲を越えた地点から片道 10km未満 | 300円 |
| ② 事業の実施範囲を越えた地点から片道 10km以上 | 500円 |

### (3) キャンセル料

甲からサービス開始の1時間前までに居宅サービスの取り止めの申し出がない時、乙は甲からサービス予定であった時間数分をキャンセル料としていただきます。

キャンセル料は、当日サービス開始の1時間前までにご連絡を頂いた場合には、キャンセル料は発生いたしません。

#### 4. その他

サービスは、利用者の自立生活のために必要な見守りのほか、調理、洗濯や掃除等の家事など、日常生活上の世話をを行うサービスです。よって下記の項目については、訪問介護職員が行うことの出来ない行為です。

(1) 医療行為

(2) 各種支払や年金等の管理、金銭の貸借等の金銭を取扱うことまたはこれに類する行為

(3) 庭の草刈りや他の家族の食事の用意等の行為

#### 5. 予防専門型サービス基本利用料等

当事業所の利用料は下記のとおりです。

頻度	基本利用料 (1月あたり)	1割負担の料金	2割負担の料金	3割負担の料金	備考
週1回	12,950円	1,295円	2,590円	3,885円	
週2回	25,879円	2,590円	5,176円	7,764円	
週2回以上	41,050円	4,105円	8,210円	12,315円	要支援2のみ
介護職員 処遇改善加算(Ⅰ)	介護報酬全体の13.7%	介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)にかかる1割の 料金	介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)にかかる2割の 料金	介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)にかかる3割の 料金	
介護職員等特定 処遇改善加算(Ⅱ)	介護報酬全体の4.2%	介護職員等特定処遇改 善加算(Ⅱ)にかかる 1割の料金	介護職員等特定処遇改 善加算(Ⅱ)にかかる 2割の料金	介護職員等特定処遇改 善加算(Ⅱ)にかかる 3割の料金	

#### 6. 生活支援型サービス基本利用料等

当事業所の利用料は下記のとおりです。

頻度	基本利用料 (1月あたり)	1割負担の料金	2割負担の料金	3割負担の料金	備考
週1回	10,431円	1,044円	2,087円	3,130円	
週2回	20,862円	2,087円	4,173円	6,259円	
週2回以上	31,293円	3,130円	3,130円	3,130円	要支援2のみ

※当事業所が自己評価・ユーザー評価事業に参加している場合は、上記の料金に加え下記の金額が加算されます。

自己評価・ユーザー評価参加加算	1割負担の料金	2割負担の料金	3割負担の料金	備考
	23円	45円	67円	